

京都市告示第 530 号

京都市歴史資料館条例第 3 条ただし書の規定に基づき，次のとおり京都市歴史資料館を臨時に開館します。

令和 4 年 1 月 21 日

京都市長 門 川 大 作

臨時に開館する日

令和 4 年 1 月 28 日（金）

※午後 5 時から午後 8 時まで

※展示室のみの開館

（歴史資料館）